

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 12 月 5 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

国民年金関係	1 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600177 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600027 号

第 1 結論

平成 22 年 4 月から平成 23 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 4 月から平成 23 年 2 月まで

国民年金保険料の納付が猶予になっていた請求期間については、平成 25 年 9 月から平成 26 年 6 月までの間に A 市 B 区又は同市 C 区の、郵便局、銀行、コンビニエンスストアにおいて追納した。請求期間の国民年金保険料の追納に係る書類は税務署における確定申告又は D 社における平成 25 年の年末調整の際に提出しており手元に無いが、請求期間の国民年金保険料が納付済みになっていないことに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

E 税務署は、「請求者は、平成 25 年分は確定申告を行っていないが、平成 26 年分は確定申告を行っている。」と回答しており、同税務署が提出した平成 26 年分確定申告書の社会保険料控除の欄に国民年金保険料の記載は無い上、D 社は、平成 25 年の年末調整において、請求者から国民年金保険料に係る社会保険料控除の申告はない旨回答している。

また、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を追納した可能性があると名称を挙げた金融機関及びコンビニエンスストアに対し、請求期間に係る国民年金保険料の収納状況について照会したが、それぞれの金融機関等は、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録及び領収控は無い、具体的な納付日が特定できないため調査が不能である旨回答しており、請求者の主張について確認できない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が追納されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600200 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600068 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 学校における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 57 年 4 月 1 日まで

A 学校は、私が初めて着任した学校なので、印象深く心に残っている。当時の臨時的採用は、学校の春休み、夏休み及び冬休み期間は就労も給与もなかったが、毎月、現金を事務の人に手渡ししており、それが厚生年金保険料だったのではないかと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 県が提出した請求者に係る人事記録によると、請求期間のうち、昭和 56 年 4 月 10 日から同年 7 月 31 日までの期間、同年 9 月 1 日から同年 12 月 26 日までの期間及び昭和 57 年 1 月 9 日から同年 3 月 24 日までの期間については、請求者が A 学校において臨時的に任用されていたことが確認できる。

しかしながら、A 学校は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の届出及び給与からの厚生年金保険料控除については不明であると回答している上、前述の人事記録によると、請求期間のうち、前述の期間以外については、請求者が同学校に任用されていたことを確認することができない。

また、A 学校に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において請求者の氏名は確認できない上、請求期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、請求者の同学校に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

さらに、B 県は、臨時的任用教職員の社会保険加入は昭和 61 年 4 月からと思われる旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。